

公益財団法人 公益法人協会 第19回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成24年12月12日(水) 16時～17時35分
 - 2 開催された場所 日本工業俱楽部 4階第二会議室
 - 3 理事総数及び定足数
 総数 14名、定足数 8名
 - 4 出席理事数 14名
 (出席) 太田達男、金沢俊弘、浦上節子、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、田中皓、
 土肥寿員、長瀧重信、早瀬昇、福原義春、堀田力、松岡紀雄、宮川守久
 (監事出席) 中田ちづ子、平川純子
 (傍聴) 鶴見和雄(評議員)
 - 5 議題
- 決議事項
- 第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件
- 報告事項
- <社団法人・財団法人移行の状況>
- (1) 移行認定・認可申請及び答申等の状況
 - (2) 当協会会員の移行状況
- <職務執行報告>
- (1) 太田理事長
 - ① 平成25年度税制改正要望活動
 - ② 「新しい公共」推進会議
 - ③ 海外非営利セクターとの連携
 - ④ 「非営利法人設立・運営ガイドブック」出版
 - ⑤ 「知」の交流サロン
 - (2) 金沢専務理事
 - ① 創立40周年記念シンポジウム開催
 - ② 東京都新しい公共支援事業結果
 - ③ 協会内IT環境整備の状況
 - ④ 「役員賠償責任保険」の取扱い状況
 - ⑤ 上期仮決算状況
 - (3) 鈴木専務理事
 - ① 特別セミナー(資産運用・登記)開催
 - ② 創立40年記念誌編纂状況
 - ③ 非営利法人法制研究会
 - ④ 公益信託制度改革検討状況
 - ⑤ 移行申請書支援

- (4) 上肥常務理事
 - ① 専門委員会開催状況
- (5) その他の報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員1名の同席が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議案の審議に先立ち、理事長より顧問の星野英一氏が9月27日に、また、同じく顧問の川村皓章氏(元理事)が10月21日にそれぞれ逝去されたことにつき報告があり、出席者全員で黙祷を捧げた。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

金沢専務理事より、評議員会を下記要領にて招集することを、定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 平成25年3月12日(火) 14時開始

場所： 仏教伝道センター

目的である事項等： 平成25年度事業計画書及び収支予算書等、役員等候補選出委員会委員の補充選任

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

鈴木専務理事より、次の項目につき報告があった。

(1) 移行認定・認可申請及び答申等の状況

平成25年4月は、全国で約1万法人の移行登記が想定される。登記申請件数が最も多い東京法務局では、来年1月以降に説明会を開催など対応する予定、と聞く。この登記により、全体の8割が移行を完了することになるが、その一方で、1割は(自然解散でなく)意図的な解散を目論むのではないかとの観測もある。事実、当協会相談室においても「どうにすれば解散できるのか」など、特例民法法人の解散に関する案件が増加している。なお、移行申請に際して行政庁が法人から受ける移行登記日に関する希望は、平成26年4月1日の移行登記までの範囲内で可能、との公表が最近内閣府よりあった。

(2) 当協会会員の移行状況

当協会会員は9割以上が財団法人又は社団法人だが、そのうち答申ベースでは72.5%が移行している。全国平均に比べて進捗率はかなり高い、ということになる。

また、太田理事長より次の補足説明があった。移行申請が困難な「東日本大震災」被災

地の法人について、当協会では内閣府へ救済措置を要望してきた。内閣府からは、政局その他の観点から被災地の法人に対して一律に延ばすことはできないが、事務所が流されたり書類が流出したりして移行が困難と思われる法人については、25年11月末までにとりあえず移行申請書を提出してもらい、審査は当面保留する、いわば実質上の猶予措置が発表されている。

<職務執行報告>

- (1) 太田理事長より、次の項目につき報告があった。

① 平成25年度税制改正要望活動

寄附金の税額控除に係るPST要件の撤廃、年末調整での寄附金控除、寄附金控除の足切り金額の撤廃、現物寄附にかかる要件緩和及び寄附金収入により消費税額が増加する問題の是正等を骨子とする要望書を9月7日、内閣府へ要望書を提出した。うち、消費税の問題についてはWebアンケートを実施したが、実際に納税額がかなり多額になり、相当困惑している法人も存在する。この矛盾点は当局も理解していると思われる。

また、10月19日には政府税調の平成25年度税制改正検討が開始された。当協会では11月16日午後にも税調関係の民主党議員に対して選挙前最後の要望を行ったが、ちょうど同時刻に衆議院解散となった。これにより、税制改正は新内閣により年明けとなる。

② 「新しい公共」推進会議

10月16日開催された「新しい公共」推進会議に出席した。政府からは「新しい公共の現状と今後の推進に向けた方向性」について添付資料のとおり説明があった。

主要なトピックスとしては、4月大改正後の特定非営利活動法人の認定が8月まで僅か10件という状況、公益法人・社会福祉法人・学校法人・更生保護法人などの税額控除証明発行件数<いわゆるPST要件充足>、今後の検討課題として「休眠預金の活用」などが挙げられたことなどを説明、また、太田理事長から公益認定法、公益信託の改正及び平成25年度税制改正に関して提言した。

③ 海外非営利セクターとの連携

9月にモントリオールで開催されたCIVICUS国際会議において一つの分科会を公法協が主催したが、それは中間支援組織に関する統一様式の評価表を作成し、各国の中間支援組織にそれぞれ自己評価を依頼、結果を分析して報告書にまとめる、というもの。

また、11月にサンフランシスコで開催された2012 Independent Sector全国大会には理事長と調査部員が参加したが、この会合は、米国CSOのリーダーや実務家など800名が参加した大規模なものであった。

④ 「非営利法人設立・運営ガイドブック」出版

11月末に理事長執筆による同書を刊行したが、役員・評議員全員に贈呈したのでお読みいただきご意見等を賜りたい。各地のNPOセンターなど中間支援組織にも配布する予定である。

⑤ 「知」の交流サロン

当協会のこれまでのイメージとは異なる、少しづつした雰囲気の会員交流の場として10月から毎月開催している。公益法人はそれぞれ専門の領域に知見を有する人材が豊富で、講師の依頼先には事欠かない。このような会合を通じて公法協をより身近に

感じていただきたいというもの。

以上の報告に対して、出席した理事より次の意見があった。

<①②について>

(福原理事) ある機会に松井(孝治)委員から、日本の寄附金税制は、欧米諸国もびっくりするほど改善された旨の発言があった。日本とアメリカの寄附税制のあり方、法人に対する課税の扱いについて調べてもらったがよく分からない。日本の方が使い勝手が悪いことだけは分かったが、メセナ協議会でも結論が出なかった。「新しい公共」報告書に「遜色がない」とあったが、認識の違いなのか、何を以ってそう言えるのか根拠を示して欲しい。二番目に新しい公共とは何か、現在に至っても分からぬ。民間の経済活力が出るという鳩山内閣の切り札みたいなところがあつたが、結局中身が分からず、将来的にも見えてくるものがない。私見では、認定法と一般法、N P O法の拡充で対応できる。三番目に公益法人会計。大慌てで対応しており、現在は出席理事に法人会計で説明しているが無駄であろう。法の施行から5年経つときには見直すべきで、細かすぎて民間では処理できない。税制の問題よりも、公益法人の運営そのものについて考える必要がある。

(堀田理事) 一つめ、移行状況に関する報告に法人からの解散に関する相談が増えている、とあったが、お願いしたいのは、解散する法人の財産の帰属先を国ではなく類似の法人にするよう働きかけて欲しい、ということ。二つめは、資産課税についての優遇措置が基本の税制改正との整合性が取れていない、ということ。理屈をつめて基礎的な理論を主張できるようにしたい。また、三つめは、寄附金税制からP S T要件を外すのは結構だが、今後の10年、公益法人とN P O法人は法律で一緒になっていくことを考える必要がある。N P O法人を視野に入れながらの改正要望をお願いしたい。四つめ、「新しい公共」については、政権が変われば消えてしまうだろうが、共助の仕組み自体は非常に重要である。新しい政権になっても実質的に続くよう、民間側としても努力したい。法改正とからめて主張することが必要である。五つめは法人会計の非合理性は、法の非合理性に由来するということになる。

(福原理事) 田中弥生さんのいう「公の下請け」ではなく、民間が公に依存せず自立しなければならないということ。

(岸本理事) 40周年フォーラムは大変良い企画だった。日本の非営利法人制度が分かりづらいものになっていることがはつきりした。全体を見通せる議論ができるのは公益法人協会であるので、引き続き議論をリードしていただきたい。その際、新たに設立された公益財団法人・公益社団法人に着目し、調査をするとよいと思う。新たな法人には市民的な法人が含まれてるので、これらの法人に着目することで、N P O法人制度と公益法人制度を再構成する提案の方向性がみえるかもしれない。また、公益法人協会としての新たな会員獲得、新たなアイデンティティ確認にもつながると思われる。第二に、システムの構築をされたようだが、新しいコンサルティング事業をしていかれたらどうか。第三に、「新たな公共支援会議」の資料にはファンド機能を担う支援組織が必要と指摘されているが、現在の公益認定等委員会には、寄附推進の組織の必要性についての認識

が弱いと思われる。そもそも別表の事業分類の中に中間支援組織の項がなく、男女共同参画の後段に中間支援組織が隠れている状況である。

(宮川理事) 今回実現した税額控除については、確かに他国には類がないと思う。アメリカとの比較については、アメリカでは本当の庶民が寄附する場合に税額控除と所得控除の違いは余り効いてこないのではないか、したがって日本の場合とは違ってくると思う。相対的なマネーのフローからいけば、他国で認められているキャビタルゲイン非課税についてはぜひ実現したい。

(福原理事) 比較はできない。90年代からは相当進歩している。

(2) 金沢専務理事より、次の項目につき報告があった。

① 創立40周年記念シンポジウム開催

11月30日、リーガロイヤルホテル東京(新宿区)で開催したが、過去最多、360名の参加者を集めた。その模様は USTREAM によりWeb上で同時放映し、開催後も録画をPC等で視聴することができる。

② 東京都新しい公共支援事業結果

東京都が募集した「新しい公共」支援のための基盤整備事業に応募したが、残念ながら前年度に続き不採用となった。同事業はNPO法人の牙城という印象があり、そこへ食い込むことは難しいが、一方、社内でプロジェクトチームを編成し、集中的にNPO法人のことを勉強する経験をしたことが収穫である。

③ 協会内IT環境整備の状況

会員などの法人データを一元管理、請求・入金データの照合を自動化した。今後は、事業別の顧客管理情報を一元管理するとともに、事業全体のシステム化による作業の効率化に着手する。

また、40周年に合わせてホームページを全面リニューアルした。使いやすさの改善とともに、セミナー申込み、書籍注文もWebで可能となった。

④ 「役員賠償責任保険」の取扱い状況

初年度としての加入数、大規模法人からの申し込みを考えると結果はまずは良好。今後は他社との競合による商品の陳腐化を考慮し、付加価値を検討する必要がある。

⑤ 上期仮決算状況

9月までの上期収支はほぼ前年並みであるが、下期は会費収益が減少することから、例年以上にセミナーなど事業収益の拡大を図ることが必須である。

(3) 鈴木専務理事より、次の項目につき報告があった。

① 特別セミナー(資産運用・登記)開催

資産運用セミナーは2、3年おきに開催しているが、本年は助成財團センターの協力を得た。法人の運用実例の紹介が参考になった、と参加者の感想。

登記セミナーについては、必ずしも実務中心でなかったため、25年4月の移行登記に間に合うよう本年度内に、より実務に即した内容により改めて開催するプランがある。

② 創立40年記念誌編纂状況

25年2月ごろに刊行する予定であるが、特徴は公益法人の歴史を一つの柱とし、それを背景としつつ、当協会の歴史を振り返る点。また、今後の当協会を考える一項も盛り

込まれている。資料編は、今後の研究等に役立つことを期待している。

③ 非営利法人法制研究会

堀田理事を座長として、学者・研究者のみならず、公益法人コンプライアンス委員会の田中委員長、同・法制委員会の片山委員長ら実務家の方々にも委員に加わっていただいている。また、ワーキンググループには濱口弁護士等にお願いしている。24年度内に、研究報告書をとりまとめる予定である。

④ 公益信託制度改革検討状況

当協会評議員で民事信託センター理事長の大貫氏、また、監事で信託法もご専門の平川氏に、当協会役員、専門委員をメンバーとする検討会であり、信託協会からもオブザーバーが参加している。要望書は暮れから来年にかけてとりまとめる予定である。

⑤ 移行申請書支援

通称「マン・ツー・マン移行申請ゼミ」で、申し込みは地方の3法人であった。必ずしも想定した小規模法人ではなかったが、それぞれを常勤役員が受けて対応している。

(4) 土肥常務理事より、次の項目につき報告があった。

① 専門委員会開催状況

前年度は低調だったので、24年度は主に合同委員会形式により年6回程度の開催を予定している。法制委員会・コンプライアンス委員会については、直近ではリスク管理規程、首都直下地震対策ガイドライン案についての検討を行っている。税制委員会・会計委員会については、法人制度改革、税制改正に対する要望の検討が一段落し、今は財務基準関係のFAQ、資産に関する指導事例などについて内閣府の会計チームと意見交換会を行いたいと考えているところである。

(5) 他の報告

金沢専務理事より、次回理事会は平成25年3月8日(金)15時から、日本工業倶楽部で開催する予定である旨、連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時35分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成24年12月27日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 中田 ちづ子

監 事 平川 純子